

令和5年2月24日  
京丹後市

「京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）」  
に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）に対する意見の募集を、令和5年1月13日から令和5年2月3日まで行いました。その結果、15件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。

頂いた意見も踏まえ、引き続き京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）の制定作業を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

当該意見募集のほか、京丹後市美しいふるさとづくり審議会、市例規審査会等の意見も踏まえ、条例案の内容を修正し京丹後市議会3月定例会に提案いたします。

【連絡先】

連絡先：市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

住所：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話：0772-69-0240

FAX：0772-62-6716

電子メール：kankyo@city.kyotango.lg.jp

(関係報道資料)

「京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）」に係るパブリックコメントの実施について（令和5年1月13日発表）

(様式3) 別紙

「京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>&lt;第1条関係&gt;目的            ■3行目、「…脱炭素化と良好な地域環境を確保することにより、市民の安心、安全な生活環境を保護し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」というように追記した方が良い</p>	<p>京丹後市は以前から、地球温暖化対策の推進に関する法律や京都府再生可能エネルギー導入の指針、また京丹後市独自の施策により、世界の趨勢である温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。            その取組は、国の施政方針であったとしても、また、脱炭素化のために太陽光発電設備の設置促進を図っているとしても、それは手段であって、あくまでも市民に一番身近な行政府である地方公共団体としては、その施策は市民の安心、安全な生活環境の保護のために行うというのが目的であるべきと考えます。</p>	<p>本条例(案)第1条(目的)に記載しています「良好な」において、ご意見にある「安心、安全」を含むものとして考えておりましたが、そのことが明確に伝わるよう「安全・安心で良好な」に修正させていただきます。</p>
<p>&lt;第2条関係&gt;定義            ■用語の定義について</p>	<p>第2条第5号イ「区等」を「行政区等」に            ※正式名称に近い用語に</p>	<p>「地域の住民で組織する区のうち、事業区域が所在する区」に修正します。            なお、「区」には、区の連合組織を含んでいます。            また、この近隣関係者の定義では、当初案にて隣接地所在の区も含むものとしていましたが、近隣関係者となる区の定義は事業区域が所在する区に修正し、隣接地の所在区に影響が認められる場合は、第5項第3号に「前2号に規定する者と同等の影響を受けることが明らかであるもの」を適用するものとししました。</p>
<p>&lt;第2条関係&gt;定義            ■事前説明を行うべき近隣関係者(住民自治組織)の情報公開について事業者が事前説明を行うべき            ※近隣関係者(住民自治組織)について、市が事業者に対し必要な情報提供を行うこととすべきである。</p>	<p>近隣関係者のうち、第2条(5)アに定めのある隣接地の地権者、建物の居住者等は、事業者において特定することは比較的容易である。一方で、住民自治組織については事業者がその存在や範囲を特定することが容易でない可能性があり、事業者により事前説明がなされた住民自治組織とそうでない組織が発生することが危惧される。そのため、事業区域において対象となる住民自治組織について適切かつ平等に事前説明の機会を設けるために、市が必要な情報提供を行うこととすべきである。</p>	<p>地域の住民で組織する区を単位とする組織等として「地域の住民で組織する区のうち、事業区域が所在する区」とします。            なお、「区」には、区の連合組織を含んでいます。            また、ご意見を踏まえ、市において、必要に応じて、当該区等の情報について、事業者に提供するものとしたします。</p>

(様式3) 別紙

<p>＜第3条関係＞責務 ■削除、または再考すべきと考えます。</p>	<p>(1)の「再生可能エネルギーを活用する事業」の定義がなされていません。普通に読めば、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等々を源とするエネルギーを活用する事業と思います。解説によれば、本条例は「太陽光発電設備の設置事業のみ」を対象としている、と記載されていますのでこの条文は混乱を生じ、解釈や運用に支障(全ての再エネ事業にお墨付きを与える等)がきたすおそれがあると思います。</p> <p>(2)の「原状の環境を著しく損なうことのないよう」の「原状」はどのような状態を意味するのか。「現状」以前の状態を意味するのか不明です。また、事業者の責務として「関係法令を遵守し」を追記すべきと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本条例(案)第1条(目的)の内容の引用を図り、(1)(2)ともに以下の通り修正します。</p> <p>(1)市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。</p> <p>(2)事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例及び関係法令の規定を遵守するとともに、原状の環境を著しく損なうことのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるよう努めるものとする。「原状」は、事業者が太陽光発電設備の設置工事に着手する以前の事業区域の土地及び周辺環境の状態を意味しています。</p>
<p>＜第4条関係＞範囲 ■適用範囲について</p> <p>※適用範囲を50kW以上〇〇kW以下</p>	<p>発電出力10kWでは、面積が150㎡程度となるため、規制対象とすると再エネ普及ということから考えると規制が厳しいと考える。一般的には、1反程度の広さ以上が開発されるのでということで、市民にはわかりやすいと思う。</p> <p>また、責任体制としても、発電出力が50kW以上は電気主任技術者が選任され、維持管理についても責任体制がとられており、建設後も一定の管理が行われるものと思われる。</p> <p>10kWに決めた根拠を市民に明確にわかりやすく説明できるようにしてほしい。</p> <p>上限については、法令や条例で規制されているのではと理解しています。2重規制とならないように、上限が必要ではと思います。</p>	<p>10kW以上の太陽光発電は、事業(産業)用に区分され、適用を受ける「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」。)や「電気事業法」等によって課される義務を有する事業規模であることから、10kW以上を対象に置いています。</p> <p>また、国では20kW以上の設備では事業内容を記載した標識の設置、10～50kW未満の設備では「地域活用要件※」の設定が、再エネ特措法の事業計画認定を受ける上で各々遵守事項として定められていることから、市としても確認していく必要があると考えています。</p> <p>※1.再エネ発電設備の設置場所で少なくとも30%の自家消費等を行うこと。</p> <p>2.災害時に活用可能な自立運転機能と給電用コンセントを有し、有事の利活用が可能であること。</p> <p>市の本条例(案)では、再エネ特措法や電気事業法における遵守規定の適正な履行確認を対象として、その履行状況を立地地域で確認させていただくことと併せて、立地地域の関係住民への事前説明や着手時の事業計画の掲示等により理解促進を求めていくものであり、これらの点については関係法令では規定のない手続きのため、二重規制を行うものではありません。</p>

(様式3) 別紙

		<p>このことから、上限のない10kW以上の全てを対象とする条例としています。</p>
<p><b>&lt;第4条関係&gt;適用の範囲</b>  <b>■</b>本条に「事業区域外」として、保安林、自然公園特別地域、鳥獣保護地域、河川保全区域、災害危険地域、急傾斜崩壊危険地域を明示すべきと考えます。</p>	<p>ロードマップにおいて、災害発生リスクを考慮して土地活用ができないエリアとして除外されていますので、本条例においても明示すべきであると思います。</p>	<p>(本市脱炭素ロードマップ43ページ「5-③.太陽光発電の導入検討：農地ポテンシャルマップ」の土地利用制限上、導入が望ましくないエリアにおいて、国有林・保安林、自然公園区域の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区、河川保全区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所を記載しています。)          上記事項は、導入ポテンシャル算出用の設定条件となります。本条例(案)は土地の利用や制限区域を定めるものではありません。</p>
<p><b>&lt;第2条・6条関係&gt;定義・事前説明</b>  <b>■</b>近隣関係者への事前説明について          ※近隣関係者の対象は、第2条5号の全てとする</p>	<p>ANDかORにするともある場合があります、あいまいであり、明確にしておく必要がある。地域としては、住民自治組織は、必須と考える。もしくは、省略する場合は、根拠をもらうように。</p>	<p>第2条第5号全号を対象として「近隣関係者」を定義しているため、事前説明の対象は第2条第5号全号に対して行っていただくこととなります。</p>
<p><b>&lt;第6条関係&gt;事前説明</b>  <b>■</b>第1項3行目に、「…説明会を開催する等の方法により理解を得るとともに事業計画の内容を周知する…」とすべきと考えます。          また、事前説明の方法として、説明会を開催する「等」のうちには、事業計画の内容を記載した「資料の回覧又は送付」の方法でも可とするとのことですが、この「等」は削除すべきと考えます。</p>	<p>第2項の「理解を得るよう努めるものとする。」、「資料の回覧又は送付」の方法ではトラブルの未然防止の実効性が確保できないと史料します。</p>	<p>近隣関係者への事前説明等においては、第6条第1項及び第2項で、事前協議の間、事業者において、説明会を開催する等の方法により、事業計画の内容を周知し、理解を得るよう努めるとともに、同条第3項で、その説明等の結果を報告書としてまとめて提出いただくことを規定しています。          また、「等」については事前説明の方法を原則「資料の回覧又は送付」で可とするものではなく、「説明会」又は「説明会に準じた形での個別訪問等の説明をしていく」といった説明会に代わる事業者と住民相互の理解促進がより図れる手段により行っていただくことを想定したものとします。</p>
<p><b>&lt;第7条関係&gt;事業計画の確認</b>  <b>■</b>確認項目は本条例に列記すべきと考えます。また、確認</p>	<p>この確認項目の記載が極めて重要だからです。規則には、当該項目の具体的な基準、市が自然環境及び生活環境との共生を判断する基準を示せば良いと思います。あくまでも規則に記載するのであれば、その規則も本条例</p>	<p>本条例(案)は、事前説明等による理解促進に併せて、再エネ特措法や電気事業法における遵守規定の適正な履行確認を行っていくものであることから、以下の通りの修正を行います。</p>

(様式3) 別紙

<p>項目の中に撤去、廃棄費用の積立等の項目も入れるべきと考えます。</p>	<p>案と共に提示すべきと思います。          売電する事業者には、全国民が負担する再エネ賦課金に撤去、廃棄費用に相当する金額が含まれた価格が支払われますので、その項目を確認すべきは当然と考えます。</p>	<p>「第5条の規定による事業計画の事前協議は、関係法令の手続きを踏まえつつ、規則で定める確認項目に基づいて行うものとする。」          また、廃棄費用の積立等は、再エネ特措法の事業計画の認定基準にあることから、本条例(案)の「確認項目」においても適合と遵守を求めていくこととなります。なお、確認項目は規則による規定としますが、現状案を以下にお示しします。          &lt;確認項目(案)&gt;・関係法令の遵守・生活環境の保全・防災上の措置・近隣関係者への対応・設備設置後の維持管理等・各種事前手続の完了</p>
<p><b>&lt;第7・8条関係&gt;事業計画の確認(事前協議の終了)、届出</b>  <b>■事前協議の終了について</b>          ※事業者が届け出後、受理段階で市が指導助言できるように</p>	<p>近隣関係者への事前説明等については、事業者が説明方法と報告についておこなうこととなっているが、近隣関係者との説明内容に不備があったり理解促進に努めていないことが明らかな場合は、指導助言できるようにし、地元と対立したまま設置が進められないようにする。          受理について、そのようなことを規定してほしい。</p>	<p>近隣関係者に対して行う説明会等の結果については、事前協議の期間中に市へ報告いただくものとしていますが、ご意見を踏まえ、対応に不備等を認める場合、指導・助言を明文で措置しなくても、第3条事業者の責務の規定に従い計画の修正や要件の充足等を求めていくこととなります。</p>
<p><b>&lt;第8条・9条関係&gt;届出・事業計画の変更</b>  <b>■事業者が途中交替した時</b>          (設備設置前も含めて、相続、合併または買収等により交替した時)の届出の効力や承継方法はどうか、記載すべきと思います。          また、事業者の「氏名及び住所の変更」は同一性に変わりはありませんので、「当該変更後の事業者」という表現は相当ではないと思います。</p>	<p>事業主体の属性が事業の継続、設備管理、廃止後の措置等に大きく影響するからです。</p>	<p>事業者が途中交代する場合であっても、変更に伴う届出の法的効力を継承するため、第10条第1項の規定を措置するもので、変更の届出がなされれば、第9条で措置される届出としての効力は引き継がれるものとしております。          また、「事業者の氏名及び住所の変更」は、事業者の氏名や住所の変更のほか、事業承継や事業譲渡を行う場合を含み、この場合、同一性が保たれない想定も踏まえ、以前の合意事項等その効力を引き継ぐものとして「当該変更後の事業者」という表現を用いております。</p>
<p><b>&lt;第11条関係&gt;維持管理</b>  <b>■事業者が破産、特別清算等の場合、設備の解体、撤去そ</b></p>	<p>市民生活に多大な悪影響を与える蓋然性が高い以上、その処置方法を明示するのは、脱炭素化を進めるため設備設置を促進する京丹後市及び事業者の責務だからで</p>	<p>設備の解体、撤去その他の原状回復措置については、再エネ特措法における事業計画の認定規準の一つとして置かれ、また、本条例(案)の事前協議時における確認</p>

(様式3) 別紙

<p>の他原状回復措置はどのような流れになるのか、廃棄物処理が未処理の場合の処置はどのようなのか、どのような報告をさせ、どのように指導するのか記載すべきと思います。</p>	<p>す。</p>	<p>項目の一つとして設定するものとしております。</p> <p>このため、事業者の変更の有無に関わらず、再エネ特措法の計画認定を受け、また、本条例(案)において届出受理された事業は、届出時に遵守いただいた事項に基づき、事業者の責務として必要な措置を講じていただきます。</p> <p>なお、本条例(案)の適用を受ける期間中は、遵守いただいた事項に違反し、再エネ特措法の認定基準や本条例の確認項目に適合しないとみなされる場合は、当該法令及び本条例(案)で規定するとおり、必要な措置を講じていくこととなります。</p> <p>以上のことから、原文のままとしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>&lt;経過措置&gt; ■対象となる事業の範囲について</p> <p>※本条例の施行段階で既に一定の事業化が進捗している事業については、本条例の適応について経過措置を設けるべきである。</p>	<p>FIT 制度においては、資源エネルギー庁による事業計画の認定後に定められた期間の中で運転開始をするよう求められるが、そのような事業化段階の事業が本条例の施行時点において新たに手続きフロー案として示されている事前公開や事前協議書の提出といった追加的な対応を求められることにより、予期していない追加的な対応を要することで運転開始期間を充足できなくなる場合が想定される。</p> <p>そのため、本条例の施行段階で既に一定の事業化が進んでいる事業については、本条例の遡及適用による影響を評価した上で適切な経過措置を設定することが望ましいと考える。</p> <p>経過措置等の具体的な対応については、例えば資源エネルギー庁による事業計画認定や電力会社への系統接続申込、関連する許認可の取得状況などから、本条例施行時点での事業進捗状況を判断することを検討いただきたい。</p>	<p>市では、公布から施行まで3か月間置くこととし、事業者等に対する周知・準備期間とします。</p> <p>また、一定の事業化が進んでいる事業への対応としては、本条例(案)の施行日の前日までに、再エネ特措法第9条第4項の規定に基づく認定を受けている事業にあっては、届出等に係る規定を適用しないとする経過措置としています。</p>
<p>&lt;その他&gt; ■規定の追加</p>	<p>第3条(責務)に該当するかどうかは、よく分かりませんが、当区で設置された府外の設置者に対して「区費」の負担をしていただく様に説明会でお願いをしました。</p>	<p>区費等の負担を確約出来るような事については、本条例(案)と関係するものではありませんので、条例に規定することができないことにご理解いただきますようお願いいたします。</p>

(様式3) 別紙

	<p>区内に土地を保有しておられる方は、「区費」の内 (賦課金：土地面積に応じた費用分担)を負担して頂く 事としています。(通常、数千円程度)</p> <p>説明会等では「了解」との返事をいただいておりますが、 今月初めての「区費(賦課金)の請求」(年1回)を行 いますので、結果はまだ分かりませんが区費等の負担を 確約出来るような事を条例に盛り込んで頂けないかと思 います。</p>	
■用語の統一	<p>第6条第1項「前条の」を「前条の規定の」に 第7条第2項「前条による」を「前条の規定による」に 第8条第1項「前条第2項の」を「前条第2項の規定 の」に 第10条第1項「第8条の」を「第8条の規定の」に</p>	<p>例規の所管課に確認のうえ、適切な表記に修正しま す。</p>